

平成22年度第3回芦屋市地域密着型サービス運営委員会 議事録

日 時	平成22年12月17日(金) 13:30~15:00
会 場	芦屋市役所北館2階第3会議室
出席者	副委員長 宮崎 睦雄 委 員 船橋 久郎・山口 三七子・小林 正美・高橋 順子 安宅 桂子・磯森 健二 事務局 保健福祉部高年福祉課 安達 昌宏・永井 喜章・木野 隆・細井 洋海・廣瀬 香
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 議事

(1)平成22年度の地域密着型サービス事業者の公募について

・平成22年10月公募状況について(資料1)(資料3)

(2)地域密着型サービス事業者(宝塚市:グループホームラビアンローズ宝塚)の指定について(資料2)

2 その他

3 資料

資料1 介護保険施設整備計画

資料2 芦屋市民の市外事業所利用・他市民の芦屋市内事業所利用について

資料3 厚生労働省が示した算定要件に対応する市町村独自の算定要件の例

本日は委員長欠席により、芦屋市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第5条第4項の規定により、副委員長に議事を執り行っていただきます。

1 議事

(1)平成22年度の地域密着型サービス事業者の公募について

・平成22年10月公募状況について(資料1)(資料3)事務局から説明

(宮崎副委員長)

では、委員の方から何かございますか。

(船橋委員)

色々なサービス事業所があるのですが、それぞれどのような基準で分かれているのですか。

(事務局 廣瀬)

それぞれ細かいところまで基準が設定されていますが、大まかにサービスを説明いたしますと、「小規模多機能型居宅介護」は前回お話をさせていただきましたが、「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じて随時「訪問」や「泊り」を組み合わせ提供サービスです。「認知症対応型共同生活介護」は、認知症の高齢者に家庭的な雰囲気の中で過ごせる場を提供し、認知症の症状を和らげると共に、家族の負担を軽減するサービスです。「地域密着型特定施設入居者生活介護」は、

在宅での介護が困難な方の利用を支援するための小規模な有料老人ホームです。「地域密着型介護老人福祉施設」は、在宅での介護が困難な方の利用を支援するための小規模な特別養護老人ホームです。「認知症対応型通所介護」は、認知症の高齢者対象の通所介護（デイサービス）です。「小規模ケアハウス」は、有料老人ホームの入居一時金等が高額であるのに対し、公的な補助がある為費用を軽費に設定することが出来るので、収入の少ない方が利用しやすい小規模な有料老人ホームです。介護が必要になった場合に退去しなければならない施設と、外部のサービスを利用して入居を続けることが出来る施設があります。

各サービスについては、人員配置の基準の他、様々な基準がサービス毎に設定されております。

(小林委員)

小規模多機能型居宅介護については、介護報酬の金額と職員の配置の関係が問題になってきます。現在小規模多機能型居宅介護事業所が2つありますが、事業単体でみたときに、事業として凄い収益をあげるまでは行かずとも収支がプラスになっている事業なのか、また今後の整備にあがっている圏域において、そのエリアにそれだけの建物を作るだけの土地があるのか、計画していても土地が無ければ建てれないが、計画にあがっている土地は探せばあるのでしょうか。

(事務局 廣瀬)

いくつかの事業所からそれぞれの圏域でのお問い合わせをいただいております。そこから考えると土地はあるかと思われれます。ただ、事業所側がしたいと考えるサービスと公募しているサービスの内容が異なっているということだと思います。

(小林委員)

例えば小規模多機能型居宅介護事業所であれば、今精道圏域に2箇所ありますが、仮に土地があり、計画では山手圏域だが精道圏域で開設したいという事業所があればどうしますか。計画の圏域では無理であればそちらにシフトしますか。

(事務局 永井)

随時の募集をしていく考えではありますが、2ヶ月程度で期間を区切り、その間に計画上の圏域で応募がなければ、市としては開設を優先して行きたいので、圏域をはずしてでもやっていただける事業所があればそちらにお願いしたいと考えております。

(宮崎副委員長)

市全体としてみれば、未整備分を何とか整備していきたいところですね。独自報酬については、もし設定すれば永続的に続けてもらえるものなののでしょうか。

(事務局 永井)

独自報酬を算定すると、必ず保険料にも跳ね返ってきます。

また一旦始めたら途中でやめるわけにはいきませんのでその辺もよく検討していきたいと思っております。

(2)「地域密着型サービス事業者（宝塚市：グループホームラビアンローズ宝塚）の指定について（資料2）」事務局より説明。

(宮崎副委員長)

今後こういう事例がでてくるかと思いますが、その場合は指導して、認めていくことになりますか。

(事務局 廣瀬)

今回は、宝塚市民が入る枠の中に芦屋市民が入ることについて宝塚市が同意した事例になりますので、芦屋市としては同意していただいたという立場になります。

今後も状況によっては、他市民の芦屋の施設の利用について同意をする場合もでてくるかもしれません。

(宮崎副委員長)

一旦その施設を指定すると永続的にその施設は利用出来るのですか。今後もこういう事例がでてくるかと思いますが、その場合は指導して、認めていくことになりませんか。

(事務局 廣瀬)

いえ、その利用者のみ限定されます。もしその利用者が退所されれば、その方の代わりに別の芦屋市民の方が利用出来るわけではありません。

(山口委員)

他にどのような事例がありますか。

(事務局 廣瀬)

いくつかある事例としては、住民票は他市にあるが芦屋市内の子どもの所にお住まいで、一般のデイサービスは他市民でも利用出来ますので、一般のデイサービスを利用して、認知症状が表われてきたため、認知症対応型のデイサービスの利用をしたいが、地域密着型サービスであるので同意を求めるといった場合があります。

このような場合は、通い慣れた施設で過ごす事が利用者の為であることから、同意することになります。

(安宅委員)

介護が必要になってきて、他市に住んでいる親を呼び寄せるケースはよくありますが、住民票は移さないといけないことになりますか。

(事務局 廣瀬)

やはり、地域密着型サービスを利用する場合は、住民票があることが第1の条件であり、芦屋市では期間は決めていませんが、他市では、住民になって3ヶ月経過していないと申し込めない等の取り決めがあるところもあります。

(事務局 細井)

地域密着そのものの考え方は、認知症になっても住み慣れた所で生活を続けるということです。例えば、芦屋市の子どもさんの所に来られたならば、まずはデイサービスからご利用いただき、デイサービスに慣れ、施設にも慣れて、拒否なくその施設であれば利用することが出来るようになったというプロセスを経て頂ければ、地域密着型サービスの意味を理解していただいているということになります。不自然な形の住民票の異動によるご利用というのは、地域密着型サービスの考え方の対極にあると思われれます。ただそれを調べていくのは難しい所もありますので、施設の方や家族の方に、十分に地域密着の主旨をご理解いただきたいですし、その理解を広げ深めていくのが、我々保険者の役割だと思っております。

2 その他

(宮崎副委員長)

その他何かございますか。

(事務局 永井)

次回開催は、2月1日にシニアコート潮芦屋の開設を予定しておりますので、1月下旬に開催させていただきたいと考えております。

本会終了後、「グループホーム こころあい芦屋」へ現地見学を行います。
(宮崎副委員長)

本日の会議は閉会いたします。

以 上